

<一般委託>

パソコン等データ消去業務委託 仕様書

パソコン等データ消去業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	令和2年度回収のパソコン・サーバ等のハードディスクのデータ消去を行う。
2	履行期間	契約の日から令和3年2月26日
3	施行場所	横須賀市教育研究所(久里浜6-14-3)、横須賀総合高等学校(久里浜6-1-1)
4	業務内容	詳細仕様書のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した「ハードディスク等のデータ消去業務」の契約を、元請けとして締結し完了した実績があること。この実績を証明するため、当該契約書及び仕様書の写し(当該履行内容を記載した箇所)を入札参加申請書提出期間内にファクスで送信すること(FAX046-828-3839)。送信しない場合は、入札に参加できない。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	教育委員会教育総務部 教育政策課(教育情報システム室) 小牧 電話834-9308

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

パソコン等データ消去業務委託 詳細仕様書

本特記仕様書において、横須賀市（以下、「委託者」）が委託する標記業務について、受託者が受託業務を実施するにあたって必要な事項を定める。

1. 委託業務内容

- (1) 別表1「HDDデータ消去対象機器一覧表」の「種別」欄が「HDD」のものは消磁装置（垂直磁気記録方式に対応するもの）によってデータ消去を行うこと。
- (2) 別表1の「HDD取外し」欄が「必要」と記載されている機器は、内蔵されているハードディスクに対して、本体からハードディスクを取り外してから上記（1）の作業を実施すること。
- (3) 上記（1）の作業が完了した機器には、実施済みが識別できるシールを貼付する。なお、貼付するシールは本委託契約の範囲内で受託者が用意すること。
- (4) 上記（3）の作業が完了したハードディスク等は箱詰め（1箱10kg以内）にし、双方立会いのもとで数量を確認する。なお、使用する箱は本委託の範囲内で受託者が用意すること。

2. 作業条件

- (1) 作業場所は別表1の「作業場所」欄に記載の場所において実施すること。なお、対象機器は電源コンセントの利用及び施錠可能な部屋へ予め集約しておく。
- (2) データ消去作業は、令和3年2月26日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の、午前9時から午後5時までの間に実施することを原則とし、データ消去作業完了日にデータ消去作業が完了した旨の中間報告書を提出すること。（書式は別途協議のうえ決定する。）
- (3) 本業務で使用するHDD消去用消磁装置は受託者が用意すること。
- (4) 作業中は積み上げられた筐体が荷崩れしないよう、荷崩れ防止策を講じること。なお、作業完了後も荷崩れしないような状態で元の場所に戻すこと。
- (5) 上記（1）に掲げる作業場所で受託者が実施するデータ消去作業について、委託者が作業状況を随時確認する。
- (6) その他の作業条件の詳細は委託者が別途指示をする。

3. 成果物

(1) 作業完了報告書

作業完了報告書として、以下①～②を作成の上、提出すること。媒体は、紙で1部、電子データで1部とする。ただし、電子データにできない資料は事前にその提出方法について協議すること。

①HDDデータ消去証明書

HDDデータ消去証明書には、次に掲げる事項を掲載すること。

- ア. 受託者の所在地、名称、代表者名、代表者印
- イ. 消去作業を行ったハードディスクの数量
- ウ. ハードディスクの消去方法
- エ. 消去作業を行った日時
- オ. 消去作業を行った者の所属及び氏名等

また、HDDデータ消去証明書には、別表1に記載されているハードディスクのデータが完全に消去されたことを示すため、別表2「データ消去実施機器一覧表」の項目を記載した報告書を添付すること。

②作業日報

作業日報には、データ消去作業の実施日時、作業者、作業場所、データ消去を終了した機器の台数を記載し、あわせて作業状況を記録した写真（デジタルデータ可）を添付すること。写真は作業場所全景、HDD取外し作業の一例、HDDデータ消去機器の操作作業の一例、作業後の筐体とHDDの全景等とする。

4. セキュリティに関する注意事項

- (1) 委託者は、本作業に必要な情報を受託者に提供する。受託者は、提供を受けた情報を本作業の実施のみに使用するものとし、当該情報を第三者に提供してはならない。また、本作業終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本作業以外で消去対象機器に保存されているいかなる情報にも接触してはならない。
- (3) 受託者は、本作業を実施するにあたり、消去対象機器に保存されているいかなる情報にも第三者を接触させてはならない。
- (4) 受託者は、本作業の実施中において、消去対象機器の盗難、紛失、劣化及び消去対象機器からの情報漏洩が発生しないように管理すること。
- (5) 万一、紛失や破損等が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

5. その他

- (1) 受託者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者が本契約の一部内容を第三者に再委託しようとするときは、業務の開始前までに、委託者の書面による承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、義務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (4) 委託者は、受託者に対して下請負者につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
- (5) 受託者は、業務上知りえた秘密を一切他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 委託者は、仕様書記載の内容が履行されていることを確認するため、受託者に対し作業現場の確認を含む不定期な監査を実施することがある。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

(別表1) HDDデータ消去対象機器一覧表

No.	作業場所	種別	HDD 取外し	メーカー	PC等 管理番号	種別	PC等型番	サーバ 台数	HDD 本数	PC等 台数	HDD 本数
1	教育研究所	HDD	必要	NEC	有り	【H27:学校代表機パソコン(ハードウェア)借上】 代表機パソコン	Mate MK33M/B-M	-	-	71	71
2	教育研究所	HDD	不要	HP	無し	【26年度購入 普通教室用ネットワークサーバー】	DL320e Gen8 v2	10	23	-	-
3	教育研究所	HDD	不要	HP	無し	【26年度購入 普通教室用ネットワークサーバー】	DL360e Gen8 Xeon	1	3	-	-
4	教育研究所	HDD	不要	NEC	有り	【22年度購入 中、養、ろうコンピュータ教室】 ノートパソコン	VersaPro VA-A	-	-	5	5
5	横須賀総合高 等学校	HDD	必要	FUJITSU	有り	【25年度購入 小学校後期校(23校)コンピュータ教室】 ノートパソコン	LIFEBOOK A573/G	-	-	920	920
6	横須賀総合高 等学校	HDD	必要	FUJITSU	有り	【25年度購入 小学校後期校(23校)コンピュータ教室】 デスクトップパソコン	ESPRIMO D582/G	-	-	23	23
7	横須賀総合高 等学校	HDD	必要	FUJITSU	有り	【25年度購入 小学校後期校(23校)コンピュータ教室】 サーバー	PRIMERGY TX120 S3	23	46	-	-
合計								34	72	1019	1019
PC/サーバ合計										1053	1091

